

答申個第150号  
令和7年1月17日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 北村 和生  
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年2月28日付け伏醜保保第1455号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

差押えの理由及び経過のわかる一切の文書の保有個人情報不存在決定事案（諮問個第337号）



## 1 審議会の結論

処分庁が行った保有個人情報不存在決定処分は、妥当である。

## 2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和5年12月12日に、処分庁に対して、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第77条第1項の規定により、「平成30年6月5日に醍醐支所保険年金課が、私に対して行った差押えの理由及び経過のわかる一切の文書」の開示を請求した。（以下「本件請求」という。）

なお、その他の請求内容については、本件審査請求において争点とされていないため記載を省略する。

- (2) 処分庁は、本件請求に係る保有個人情報を保有していないため、保有個人情報不存在決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和5年12月28日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

「差押えの理由及び経過のわかる一切の文書は、総括票という文書になるが、滞納がなくなった年度の翌年度には廃棄しているため。」

- (3) 審査請求人は、令和6年1月30日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

## 3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 処分庁の主張

弁明書及び審議会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件請求に係る文書について

処分庁では、国民健康保険料の賦課徴収に係る事務を行っており、国民健康保険料の滞納者とのやり取りや送付した書類等、継続的に対応が必要と考えられる者に対して、その経過を記録し、世帯ごとに総括票という文書を作成している。審査請求人が求める文書は、当該総括票に記載されている記録と考える。

- (2) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

総括票の記録は、折衝状況等を組織内で情報共有し、滞納整理業務を円滑かつ効率的に行うために作成した内部資料であり、滞納処分の決定に当たっては何ら効力を及ぼすものではない。滞納処分は法律に基づいて行われており、差押えの理由については、公開した差押調書に記載されているとおりである。

以上の理由から、処分庁は、総括票自体は、常時執務の用に供する公文書として取り扱っている

が、決定行為を伴わない軽易な文書であり、かつ、あくまで内部資料であることから、滞納がなくなった場合には、京都市公文書管理規則（以下「規則」という。）第9条に定める別表のうち、公文書の区分7(3)「前2号に規定するもののほか決定行為を伴わない軽易な文書で1年間保存する必要がないと認められるもの」に該当すると判断し、保存年限を1年未満としている。

また、京都市公文書取扱規程（以下「規程」という。）第50条第2項において「文書管理責任者は、前項の規定にかかわらず、保存期間が1年未満の公文書について、当該公文書が完結した後保存の必要がないと認めるときは、随時廃棄することができる。」とされており、廃棄に当たっては意思決定を要しないこととなっている。

本件請求に係る公文書については、平成30年度に滞納がなくなったため、その翌年度末までに廃棄している。

なお、現在は滞納整理支援システム（電算システム）で滞納者の管理を行っており、総括票の記録は作成していない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

## 5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

差押えを行ったまでの対応記録がないのは、不作為である。

## 6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

### (1) 本件請求に係る公文書について

本件請求は、審査請求人に対して行った差押えの理由及び経過のわかる一切の文書の開示を求めたものである。

### (2) 本件処分について

ア 処分庁は、審査請求人が求める公文書は、国民健康保険料の滞納整理業務に係る折衝状況等を組織的に共有する総括票であるとしたうえで、当該総括票は保存年限の経過により廃棄済みのため保有していないと主張する。

イ 一方、審査請求人は、差押えを行った経過がわかる対応記録がないのは不作為であると主張する。

ウ 当審議会が処分庁に対し、総括票がどのような性質の公文書であるかを確認したところ、総括票はあくまでも本市内部の参考資料であり、常時執務の用に供する公文書として取り扱っているが、決定行為を伴わない軽易な文書であるとのことであった。併せて、総括票の廃棄に関するこれまでの一般的な取扱いも確認したところ、上記に記載の公文書の性質から規則第9条の区分7(3)「前2号に規定するもののほか決定行為を伴わない軽易な文書で1年間保存する必要がないと

認められるもの」に該当するものと判断していることから、保存年限は1年未満であり、滞納がなくなった年度の翌年度に廃棄しているとともに、規程第50条第2項により廃棄に当たっては決定行為を行っていないとのことだった。

エ 上記ア及びウで処分庁が主張するとおり、総括票は、国民健康保険料の滞納整理業務に係る折衝状況等を組織的に共有するための内部資料に過ぎないのだから、規則第9条の区分7(3)に規定する決定行為を伴わない軽易な文書に該当する。当審議会としては、当該公文書は、保存期間が1年未満の公文書に該当することから、規程第50条第2項の規定に基づき、滞納がなくなった翌年度末に廃棄をしたため、本件請求に係る公文書が存在しないとの処分庁の主張に、特段不合理な点はないと判断する。

(3) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和6年 2月28日 諮問

3月29日 諮問庁からの弁明書の提出

12月13日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和6年度第8回会議）

令和7年 1月17日 審議（令和6年度第9回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 石塚 武志）